**吉原地区まちづくり協議会規約**

第１章　総則

（目的）

第1条　本会は、吉原地区内の諸問題について自主的に話し合い、明るく住みよいまちづくりを実現することを目的とする。

（性格）

第2条　本会は、全ての地区住民に開放され、機会均等、平等の原則にたって民主的に運営される吉原地区民の自主的な組織とする。

（活動）

第３条　本会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

（１）地区の課題の把握や情報の発信

（２）地区の課題解決に向けての協議及び事業の実施

（３）事業計画の策定及びそれに基づく事業の実施

（４）その他組織の目的達成のために必要な活動

（構成）

第４条　本会は、次の基準により選出した委員をもって構成する。

（１）吉原地区の市民組織から選ばれた人

（２）知識経験者及び本会の目的に賛同する人

（任期）

第５条　委員の任期は、原則として２年とする。補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

２．委員の再任は、妨げないものとする。

第２章　役員

（役員）

第６条　本会に次の役員を置く。

（１）会長１名

（２）副会長４名

（３）理事会長１名

２．会長、副会長は、委員の互選によって定める。

　３．会長は、本会を代表し、会務を処理する。

４．副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはこれを代理する。

第３章　理事

（理事）

第７条　本会に次の理事を置く。

（１）前条に規定する役員６名

（２）理事副会長１名

（３）会計１名

（４）監事２名

（５）部会長８名

（６）総務部会に所属する委員（部会長除く）６名

（７）市職員地区班長1名

（８）その他会長が指名する委員　若干名

２．理事会長、理事副会長は、理事の互選によって定める。

　３．理事会長は、理事会を代表し、会務を処理する。

４．理事副会長は、理事会長を補佐し、理事会長事故あるときはこれを代理する。

５．会計、監事は会長が推薦し、総会の承認を得るものとする。

第４章　部会

（部会）

第８条　本会に次の部会を置く。また、必要に応じて部会を新たに設けることが出来る。

（１）総務部会

（２）安心・安全部会

（３）防災部会

（４）子ども育成部会

（５）文化教養部会

（６）健康スポーツ部会

（７）福祉部会

（８）環境美化部会

２．部会に部会長１名、副部会長２名、会計1名を置く。

３．部会長、副部会長は、部会に所属する委員の互選によって定める。

　４．部会長は、部会を代表し、会務を処理する。

５．副部会長は、部会長を補佐し、部会長事故あるときはこれを代理する。

６．会計は部会長が指名する。

７．各部会の活動内容、構成する団体、委員の数については、別に定める。

第５章　総会

（総会）

第９条　総会は、本会の最高議決機関であり、委員全員をもって構成する。

（総会の役割）

第１０条　総会は、次の事項を決議する。

（１）事業計画及び事業報告並びに収支予算及び収支決算に関する事項

（２）役員（理事会長を除く）の選任に関する事項

（３）規約の変更に関する事項

（４）その他の重要事項

（総会の開催）

第１１条　通常総会は、毎会計年度終了後、速やかに開催する。

２　臨時総会は、会長及び役員会が必要と認めたときに開催する。

（総会の招集）

第１２条　総会は、会長が招集する。

２　総会を招集するときは、文書をもって通知する。

（総会の議長）

第１３条　総会の議長は、会長がこれにあたる。

（総会の定足数）

第１４条　総会は、委員の過半数の出席をもって開会する。

（総会の議決）

第１５条　総会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決する。

（総会の議事録）

第１６条　総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成する。

（１）日時及び場所

（２）委員の現在数及び出席者数

（３）開催目的、審議事項及び議決事項

（４）議事の経過の概要及びその結果

第６章　役員会

（役員会の役割）

第１７条　役員会は、次の事項を決定する。

（１）総会に付すべき事項

（２）その他本会の目的を達成するための重要事項

（役員会の開催等）

第１８条　役員会の開催等は総会開催等の規定に準ずる。

第７章　理事会

（理事会の役割）

第１９条　理事会は、本会の基本的な活動方針について調査審議する。

（理事会の開催等）

第２０条　理事会の開催等は総会開催等の規定に準ずる。

第８章　会計

（経費）

第２１条　本会の経費は、会費、その他の収入をもって充てる。

（事業計画及び予算）

第２２条　本会の事業計画及び予算は、会長が作成し、総会の議決を経て定める。

（事業報告及び決算）

第２３条　本会の事業報告及び決算は、会長と会計が作成し、監事の監査を受け、総会の承認を受ける。

（会計年度）

第２４条　本会の会計年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日に終わる。

第９章　雑則

（顧問）

第２５条　本会に顧問を置くことが出来る。

２　顧問は、会長が役員の意見を聞いて委嘱する。

（事務局）

第２６条　本会は、事務局を吉原まちづくりセンターに置く。

（委任）

第２７条　この規約の施行に関し必要な事項は、役員会が別に定め、必要に応じて、総会の議決を得る。

付則１

この規約は、平成２６年４月１１日から施行する。

　付則２

　本会は、吉原地区まちづくり推進会議の財産及び権利の一切を承継する。

　付則３

　平成２６年５月３０日　一部追加（第２６条）